

北海道告示第 10536 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 7 月 29 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 3 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店  
空知郡南幌町中央 2 丁目 182-48 の内、-49 の内

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMニコット株式会社 代表取締役 高橋 英敏  
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号  
JA三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹  
東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号  
北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 字優  
札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ホームマックニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店  
空知郡南幌町中央 2 丁目 182-48 の内、-49 の内

(変更後)

DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店  
空知郡南幌町中央 2 丁目 182-48 の内、-49 の内

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
DCMニコット株式会社	代表取締役 上田 常世	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号
JA三井リース建物株式会社	代表取締役 工藤 真樹	東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更事項
DCMニコット株式会社	代表取締役 高橋 英敏	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号	(ア)
JA三井リース建物株式会社	代表取締役 工藤 真樹	東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号	
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 桐生 字優	札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号	(イ)

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCMニコット株式会社	代表取締役 上田 常世	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目1番21号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
DCMニコット株式会社	代表取締役 高橋 英敏	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号	(ア)
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 桐生 字優	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号	(イ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和6年3月22日

上記(3)イ(ア) 令和6年3月1日

上記(3)イ(イ) 令和6年3月22日

上記(3)ウ(ア) 令和6年3月1日

上記(3)ウ(イ) 令和6年3月22日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の名称の変更のため

上記(3)イ(ア) 設置者の代表者変更のため

上記(3)イ(イ) 設置者の追加のため

上記(3)ウ(ア) 小売業者の代表者変更のため

上記(3)ウ(イ) 小売業者の追加のため

2 届出年月日

令和6年3月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年3月28日(木)から令和6年7月29日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで